

## 総合評価競争入札における評価項目の評価基準の変更 について

令和7年3月27日  
下 関 市

令和7年4月1日以降に入札公告する工事について、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせします。

### 「作業船の保有状況」における評価基準の見直し

保有形態の評価について、登記簿及び海上保険証券に記載された比率にもとづく3段階評価とします。

■従来（令和6年度末まで）		
評価の細目	評価基準	評価点
作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有している	1
	主作業船のうち、いずれかを共同保有している	0.5
	いずれの主作業船も保有していない	0



■見直し後（令和7年度から）		
評価の細目	評価基準	評価点
作業船の保有状況	主作業船のうち、いずれかを自社保有又は共同保有（保有比率又は支払比率50%以上）している	1
	主作業船のうち、いずれかを共同保有（保有比率又は支払比率20%以上50%未満）している	0.5
	主作業船のうち、いずれかを共同保有（保有比率又は支払比率20%未満）している	0.25
	いずれの主作業船も保有していない	0